

第2日目（6月14日）（水曜日）

1. 出席議員

1番	城後	光	2番	横山	聖代
3番	三石	孝	4番	北村	清美
5番	脇坂	正孝	6番	百武	辰美
7番	中尾	尊行	8番	石峰	実
9番	尾上	和孝	10番	川田	保則
11番	太田	一彦	12番	堀池	主男
13番	藤川	法男	14番	今井	泰照

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中村 和彦 主任書記 樋口 晶子

4. 説明のため出席した者

町長	一瀬 政太	副町長	松下 幸人
総務課長	村川 浩記	商工振興課長	澤田 健一
企画財政課長	前川 芳徳	税務課長	朝長 哲也
住民福祉課長	山口 博道	健康推進課長	本山 征一郎
農林課長兼 農業委員会事務局長	朝長 義之	建設課長	楠本 和弘
水道課長	堀池 浩	会計管理者兼 会計課長	諸隈 三恵子
教育長	岩永 聖哉	教育次長	福田 博治
給食センター所長	林田 孝行	総務班係長	松添 博
企画財政課 財政管財係長	坂本 昌俊		

午後 1 時30分 開議

○議長（今井泰照君）

御起立ください。皆さん、こんにちは。

ただいまから平成29年第2回波佐見町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（今井泰照君）

日程第1. 町政に対する一般質問であります。

これから、昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次発言を許します。

12番 堀池主男議員。

○12番（堀池主男君）

皆さん、こんにちは。

私は、さきに通告しておりました3項目について質問をいたします。

初めに、町営住宅の現状と今後の対策について。

（1）山崎団地、鹿山団地は既に整備は完了していますが、小石原団地は昭和44年から46年に46戸が整備され、約47年が経過し、建て替えの予定ですが、計画はどうなっているか。

（2）中尾団地は昭和47年に8戸、皿山南団地は昭和48年に10戸が整備され、老朽化など課題があると思いますが、今後の計画はどうなっているか、お尋ねします。

（3）各団地の駐車場は団地によって条件が異なりますが、1世帯に1台の料金と、2台、3台の場合の料金はどうか。

次に、高齢者の事故防止と乗合タクシーについて。

（1）県内では高齢者が絡む交通死亡事故が相次いでいますが、免許証の自主返納に対するタクシー料金などの補助をする考えはないか。

（2）乗合タクシーは現在1週間に2回運行されておりますが、週に5回する考えはないか。

（3）乗合タクシーを利用するのにしても予約が必ず必要で、また、停留所以外での乗り

おりができないため困っている人が多いと聞きますが、見直す考えはないか。

次に、公用車の使用と役場周辺の環境美化について。

(1) 各課にある公用車の運行管理上、日報等は作成されているのか。

(2) 車検整備や給油所などは町内の事業所で入札や契約をされていると思いますが、どうなっているか。

(3) 役場には町内外から多くの人が来庁されていますが、玄関右側の花壇にはツツジの木があり、駐車場に出入りするときは危険との声があります。また雑草も生えており、美化の面からも悪い印象を与えているのではないかと思います。

以上について壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

12番 堀池議員の御質問にお答えいたします。

1、町営住宅の現状と今後の対策について。

まず、(1) 小石原団地は昭和44年から46戸が整備され、約47年が経過し、建て替えの予定、計画はどうなっているか。

また、(2) 中尾団地は昭和47年に8戸、皿山南団地は昭和48年に10戸が整備され、老朽化など課題があると思うが、今後の計画はどうなっているのか。

(3) 各団地の駐車場は団地によって条件が異なるが、1世帯に1台の料金と、2、3台の場合の料金とはどうなっているかという御質問ですが。

平成26年3月に策定した波佐見町公営住宅長寿命化計画において、建て替え時期を平成31年度から35年度としていますので、平成29年度調査・基本設計、平成30年度実施設計を行うように計画していたところです。

しかしながら、財政状況の変化により事業着手の延期をせざるを得なくなり、本年度の予算には計上しておりません。今後は財政の状況を見ながら着手の時期を判断していきたいと考えています。

(2) 中尾団地、皿山南団地については、長寿命化計画においては用途廃止予定となっていることから、小石原団地の建て替え事業が順調に推移していくようであれば、現入居者退去後は入居募集は行わずに用途廃止を行うことになります。

ただ、現状においては低家賃であることなどから入居希望者もありますので、小石原団地

の建て替えの状況、中尾団地、皿山南団地の入居希望の状況等を見ながら判断していきたいと考えています。

(3) 町営住宅の駐車料金につきましては、舗装され区画線を引いている協和団地、江良山団地、山崎団地、鹿山団地の駐車場について、1台につき1カ月2,000円をいただいておりますので、1世帯2台であれば4,000円、3台であれば6,000円を納めていただくこととなります。

現在駐車可能な台数は4団地で311台となっていて、そのうち駐車料金を徴収している契約駐車台数は254台となっています。

その他の団地については駐車場として整備できていないことなどから、駐車料金はいただいております。

2、高齢者の事故防止と乗合タクシーについて。

(1) 長崎県内では高齢者が絡む交通死亡事故が相次いでいるが、免許証の自主返納者に対するタクシー料金などを補助する考えはないか。

本件については、1番 城後光議員と13番 藤川法男議員の質問と同様ですが、免許自主返納者に対する具体的な対応方法は、現時点ではまだどのようなことができるのか未定で、乗合タクシーの抜本的見直し論議とあわせて可能な対策を研究していきます。

3、高齢者の事故防止とタクシーについて。

乗合タクシーは現在1週間に2回運行されているが、週5回にする考えはないか。

(3) 乗合タクシーを利用するにしても予約が必ず必要で、また停留所以外での乗りおろぎできないため困っている人が多いと聞くが、見直す考えはないか。

この質問も3番 三石議員、1番 城後議員の質問でも今後の乗合タクシーの見直しについて答弁していますが、現行の1路線週2回の運行になった経緯としましては、町内で事業展開をされている2社のタクシー事業者に運行委託をしており、1社当たり全12路線中6路線を受け持たれています。1路線週2回の運行ですので、1社当たり最高で週12回、1日当たり2ないし3回、同時運行の可能性があります。

導入当初、タクシー業者との協議の中で、タクシーの配車、運転手の配備の都合上、限界であることや、先進地等でも週2回程度の運行が主流であったことなどにより決定したものです。また、予約運行に関しましては、仮に現在の路線を全て定期運行に置きかえた場合、12路線合計で年間約2,400万円の経費が必要となり現実的ではありませんが、今後、路線や

運行、仕組みの見直しで改善できるところは改善し、利用しやすい乗合タクシーとなるよう検討してまいります。

3、（1）各課にある公用車の運行管理上、日報等は作成されているかという御質問ですが。

公用車の管理については、道路交通法の規定に安全運転管理者制度が義務づけられており、一定の台数以上を保有している場合は、その事業者が安全運転管理者を置き、管理者の処理すべき業務の中に、運転の状況を把握するため必要な事項を記録する日誌を備え付け、運転者に記録させることになっています。

この規定に従い、全車両に運転日誌を常備し、日々の記録を行うとともに、月末には1カ月分の日誌を総務課に集め、安全運転管理者が点検しています。

また、日々の安全な運行を保つために車両点検も実施し、結果表は日誌と同様に安全運転管理者が全て点検しています。

（2）車検整備や給油等は町内の事業所に入札や契約をされていると思うがどうかという御質問ですが。

お尋ねの車検整備や給油等については、少額であるために入札までは行っておりませんが、随意契約により町内事業者への発注により可能な限り地域還元ができるように取り計らっております。

（3）役場には町内外から多くの方が来庁されているが、玄関右側の花壇にはツツジの木があり、駐車場に出入りするときは危険との声がある。また、雑草も生えたりして美化の面からも悪い印象を与えると思うがどうか。

役場敷地内、特に庁舎の周囲には少しでも来庁者の目を和ませる目的で花壇を設け、植樹や植栽も行っており、年間を通じて剪定や除草、清掃も行ってまいります。

ツツジやサツキの木につきましても、今ごろが、花が落ち、剪定の適当な時期を迎え、幾分枝が茂っているころだと思えます。

御指摘のような危険であるとの声は今のところ伺っておりませんが、車の出入りに支障があるようであれば剪定の時期に大きさ等を考慮したいと思えます。

また、除草も年間を通じシルバー人材センターに委託したり、環境美化作業員、職員でも適宜実施している状況です。

清掃は日々用務員の方に実施していただいております、花壇の手入れも職員で行うなど、来庁

者には好印象を持っていただくよう心がけております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

先ほど小石原団地については説明がありましたが、大体31年から始まるようでございます。ちょっとおくれてずっときているもんです。

その中でちょっとお尋ねしますけれども、以前、大水害があったときに、あそこの床下といいますかね、浸水したことがあると思うんですけども、今後の計画としては、床下をそのままにして、解体した後に建て替えられるのか、地をちょっと上げられるのか、どういう工法で考えておられますか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

アンケートの中でもそういった心配をされているというふうな声もありまして、建て替えにつきましても、当初、まず調査とか基本設計を行いますので、その中でそういったことも考慮しながら設計を行うことになると思います。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

もう1点ですけども、そのついでですが、堤防があそこ、越えてから来たんじゃないかなと思っとつとですよ、水が、大雨のときには。そいけん、今後はその堤防を少し上げるのか、そのままの状態で解体した後はそこに建てるのかですね。この堤防の問題、どういうふうにご検討されるか。ああいう大雨が降ったときの今後の対策としては。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

全ての大雨の際に対応できるような河川の堤防ということについては多大の経費を要するかと思います。その何年確率というふうな問題もあるかと思いますけれども、その辺も考慮しながら、設計の段階でも、またその前の段階でも調査をしていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次に行きますけれども、中尾団地と皿山南団地、これを現場に行ってみますと、皿山南の

ほうはもう大分舗装されておりましたけども、以前行ったときには駐車場がちょっと狭いんじゃないかって、救急車が行ったときにUターンができないというようなこと、ちょっと記憶がありましたけども、その前にもう道幅が狭くて、あそこが救急車が行くかなと思うとつとですけども、そういう救急車を呼ぶ例がなかったと思うんですけどもね、その辺はどうですか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

皿山南団地については、おっしゃるとおり、ちょっと路肩が傷んでいるようなところもありまして、十分な幅員が確保されているとは言いがたいところもありますが、何とか、今の幅員で救急車が行けないとか、そういう状態ではないと思いますが、順次、少しずつ改良を行っているところですので、今後も少しずつ行っていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

そして現場に行ってみますと、ちょっと写真を撮ってきたんですが、地すべり地帯、地すべり防止区域ということではあるわけですけども、そこでくいを打ってあったんですが、いつごろされて、今後大丈夫かどうかなって。あの辺が、土の中に打ってあるものですから、あれが大雨あたりで地すべりに関連するじゃないかなと思っておりますけれども。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

大変申しわけありませんけれども、私がちょっと、十分承知していないところでございますけれども、今後、確認をしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

中尾団地にしても、もう、ちょっと入り口から狭くて入っていけない状態です。今後は募集をしないということでございますので、これは引き続き救急車の問題、そして、皿山の地すべり問題、こういうとも常時気をつけていってもらえばと思っておりますけども、課長もかわったばかりですからわかりませんが、近いうち、行かれますか、皿山。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

皿山南団地については、今言いましたように現地等、今の状況等を確認をしたいと思っております。それと、募集につきましては、もうやらないということではなく、また小石原団地の現在の状況、また今も入居希望等もあることから、当面は今後も続けて、募集については続けていきたいというふうには思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次に駐車場の問題ですけれども、以前、山崎団地を建設するときには、5カ年計画でされて、話し合いの中で、1年目にできた分が舗装までして駐車場をいただかずにおったわけですけれども、要するに5年間ということで、完成してからというような話を聞いておりました。今度の鹿山の団地のこの駐車場はどんなですか。今まで5カ年、工事が終わってからいただいておられますかね。それとも1年1年で駐車場が完備されてからいただいたもんか、ちょっと確認の意味で。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

駐車料金につきましては、舗装をしまして、区画線をはっきり引きまして、それぞれの場所を確定した時点以降から駐車料金をいただくようにいたしております。順次ということでございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

町の広報の5月号をちょっと見ておりましたらね、何ページやったですか、これ、町営住宅の入居者の募集としてありましたけれども、山崎団地がかなり多いわけですよ。8戸ですかね。原因か何かあるんですかね。つくってから家賃が上がった。一時は、何年かは前の料金やったんでしょう。そして、今度、何年かしたときには金額は上がっておるわけでしょう。そういう見直しをされてからこういうふうな出た人が多くなったのかなと思っておるわけですけれども、その点どうですか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

家賃の低廉化ということで、当面、5年間の低廉化で、順次、正規の家賃に上がっていくこととなります。それで上がったからという理由もあるかもしれませんが、基本的に

は、ほかの民間のアパートに移られる方もいらっしゃるし、一戸建ての家を建てられるとかそういった場合もありますので、その統計と申しますか、理由の統計的にはとっていないところでもありますけれども、それぞれの理由によるところと申しております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

もう一つですけど、広報を見てびっくりしたんですけども、※印で三つされました。その中の3番目に、江良山団地、協和団地は入居者が浴槽を設置する必要がありますというのが、これはどういう意味ですか。入れかわったとき、必ずそれを取り外して設置せんばということですかね。この解釈についてちょっと説明をお願いします。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

その団地につきましては、浴槽の設置を当初せずに入居者が設置することになっております。ですから、次に入居される方がそのままいいと、前の分をですね。それでいいという場合にはそのままとなりますが、新しいものにという場合には撤去費用を前の入居者が負担するという形で、新しく入る方がその浴槽を設置しなければならないということになっていきます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

その場合の費用、かかった分の補助なりがあるわけですか。全部入居者、する人が支払いをせんばいかんとですかね。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

入居者の負担ということになっております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次に、高齢者の事故防止と乗合タクシーについてですが、きのうも3名の方、2名の方ですかね、言われたもんですから、私もちょっと勉強しとったのを、ちょっと一つ、二つあるんですけども。乗合タクシーも、週に5回というのが、町長が先ほどは別にそういう問題は聞いていないということでしたけども、町民の声というのが、まずここにありますように、

月曜と火曜日、要するに1時間、月火ならいいんですけど、月水とか、火金とかというとは、電話ば予約をせんばというときには、もう、1時間前にせろということは忘れていると言うんですよ。何で予約せんばとねって。これは町長はわからずですよ。担当課もきのうもずっと説明されて、私たちはわかりますよ。一般の方が一番困っているというのは、その辺があるわけで。予約制がいいというのは、町長は全面的よかごと、全国的よかごとと言われましたけども、町民はそう感じておられません。その点について町長。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

やはり自分が行きたい、いつ行きたいというときには、ちゃんとやっぱり、バスには何時にと乗るとかいうことはわかっているはずですね。普通の定期運行にしてもですね。そして、それをぜひ使いたいということであれば、やっぱり買い物とかお医者さんに行くときには、こっちに来る運行便はちゃんと時間表から何からやっているわけですね。だから、そういうとの習慣をずっとつけてくれば無駄のなかごとになっていくとですよ。もう、そんなときになって、気づいたときするという、やっぱり時を守り、ちゃんとそういう習慣、癖、これが頻度が上がっていけば本当にすばらしいこの運行になるんじゃないかなと思うわけですね。

だから、やっぱり年配の方はそういうことになれていらっしゃらないから、ちょっと時間がかかるんじゃないかなと思うんですね。それを習慣にすれば、何でも一緒ですけど、楽なものです。そして楽しいです。そして、そんなときだけ思いついたような形ですとは、なかなか。今度はやっぱりそのお客さんのことを大事にせんばいかんけれども、やっぱりこれはタクシーの運転手、そして配備、そういうことも兼ねれば、やっぱり自分の都合よかごとばかりだったら、もうタクシーは当たり前んと使ってくださいと。ですね。この安いもんを絶対使いたかねと思うんだったら、やっぱりそういう心がけをずっとしていけば、ちゃんと十分時間をとって、電話一本でいけるわけですから。そういうことでしたら、私んところにもあんまり、本当に必要な人はやっぱりそのとおりされています。ただ、余り使われていない方がたまたましたときにはそういう声が出てくるんじゃないかなというような感じがいたします。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

利用者といいますか、住民の皆さんの感じ方もいろいろあると思います。それで、予約が

最初からもう面倒だと思う方も当然いらっしゃると思いますけども、実際に利用されている方の声というのも私たちも収集しておりまして、そういう方に聞くと、予約が面倒だと思ったことは1回もないというのが利用されている方のほとんどの声でもあります。

先ほど、町長が言いましたように、200円で行けるというメリットもあります。例えば、通常1,500円とか2,000円かかるタクシー代が、予約をすることで200円で行けるというメリットは、その利用者にとっては相当な動機づけになるんじゃないかというふうに考えておりますので、予約というのは合理的な方法なのかなというふうに感じております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

タクシー会社、相手があつていろいろでしょうけども、町長も先ほど、課長も言われたように、自分は若いけん、いいんですよ。これがね、例えば第2便ば言うたりするときには、もう家族の方は出ておられるわけですよ。そういつて予約をせんばと思つておつても、あら、1時間前つて忘れたと、もう行かんでいつちよこつと、そういう事実があるんですよ。町長が聞いておらんだけじゃなかですかね。私はスーパーなんか行けば、予約制は外せて、もうね。そして、もちつと利用されるようにしたらどうかという話が出ておりますよ。課長も聞いたことないですか、一般の方から。よかよかつて言うけども、実際の町民の方は、こいではね、余り賛成しておられません。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

予約なしで全てをこういった路線を回して、お客様が乗つておろうが乗つてなからうが、全て経費がかかつてもやつていいというのであれば、それは幾らでも回せると思います。ただ、行政を運営する中で、果たしてそれが住民のためになるのでしょうか。その部分を、やつぱり我々も議会も考えないといけないんじゃないかというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

今、経費を言われたんですけども、この27年度の決算書の成果書を見つてみますと、大体120万、27年でね。28、29で150万にしておりますけども、予算が。それできのうも出ておりましたように、執行されたのが111万ぐらいだったですかね。そういうような形で、いつも町長は費用対効果つて言われますけども、まず、この辺が、安く安くして、いかに今度住民

に対してその利用価値があるか、なかか。もう1回、話をちょっと、何か行ったときでもちょっと話を聞いてみてください。今、町長もそういうことは聞いたことがないですよというのを、私はいっぱい聞いております。ちょっとこの予約制については見直しが必要じゃないかというようなこと。

そして、もう一つですけれども、これを見よったら、なかなかね、私たちにも見にくいので、その地域の人があたりは、もうこれはあつてこうされておりますからいいんですけれども、その上に書いてあるのに、この広いやつに、2番目に予定の場所、時間で、乗車目的地へと書いてあるんですよ。これ、目的地に行かんでしょう。例えばお寺とかスーパー、行かんでしょう。そいけんが、私は停留所ってここは書くべきじゃないかと思うんですけれども。

一番いいのは、家から目的地についてというような感じがね、いいんじゃないかと。これは余りよすぎるんですけれども。きのう、課長が言いよられたですか。バス停ぐらいまで歩いて、健康のためにというようなことで。そういうことでいいんでしょうけれども。理想としてはね、そういう人はタクシーば使えばよかと言うたものの、今後は、やっぱり私は予約制と週に2回というのはもうちょっと研究、協議されたほうがいいんじゃないかと思っております。経費の問題でいえばね、110万ぐらいですけれども、きのうも出ておりました東彼杵町とかね、有田、そういうところを見れば、経費が少なかつぱかりでは、利用価値が少なかったらどうかと思いますけど、あと1回、答弁を。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

まず、行政がどこまでやるかということもありますけれども、当然この交通を考える場合に、バス、路線バス、タクシー、この二つというのが絶対ないと困る、町にとってないと困るんですよ。それで、先ほど言いましたドア・ツー・ドア、それは一番いいかと思えます。それはタクシーの役割なのかなというふうに考えております。

そして、目的地まで行けないと言うんですけれども、目的地というのは、私たちの考えでは、バス停までが目的地と思っていますので、その表現としては間違っているとは思っていないんですけれども、今後のその見直しの中で、今までとめられなかったところにとめられるようにならないとか、私たちがそこに、何ていいますかね、とめたいのにとめられないという事情もあるんですよ。そこはいろいろな路線バスの事業者との調整とか、いろいろありますので、そういうところも今までの実績を踏まえながら、そういった事業者との交渉を進め

ていくという、そういった見直しは大いにやっていきたいと思っていますし。

あと、特に私たちが不足していた部分は、そういった周知の部分だとか、そういった利用者にとって、表の見方とか、そういった使いやすい、何ていいますかね、こういった見やすかったり、本当は使ったことがない人にいかに使ってもらおうかという、そういった周知方法とか、そういったところもあわせて力を入れていきたいというふうに考えております。

それと、週5回についても、週5回ができれば一番いいんですけども、タクシー会社2社に委託している関係上、同時に予約が入った場合の対応が、今のタクシー会社の規模ではなかなか難しいというのがありますので、その部分はなかなか厳しいのかなというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

タクシー2社に絞るけんがそういうことじゃないですか。今後の考えではね、また違う角度から研究していったほうがいいんじゃないですか。きのうも話があつておりましたように、雨のときにタクシーを呼んだら来なかったということね。あんまりタクシー会社に負担をかけるからそういうふうに先に進まんっちゃなかですか。こういう150万を300万ぐらいに予算を上げて、もちっと考えを変えてみたらどうですか、その辺については。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

タクシーの営業圏域というのがあります。これは根本的なもので、これを、自由にじゃあ波佐見町で営業してもらおうとなったら、それこそ大変なことになって、今の既存のタクシー事業者がまずそれは死活問題になりますので、なかなか簡単に行く問題ではないというふうに理解しております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

タクシーの200円も、利用する人はもうちょっと金額の上がっても利用価値があればというようなことですけども、200円でね、安かと思うとっけども、週に2回行って、そして3便行って、そして予約をせんばというのが、ちょっとお客さんとしては紛らわしい。もうちょっと、300円出しても、もう一つと自分たちの思うごとできんかなという声もあるわけで、そのような金額的にはどんなですか。200円が妥当、もうちょっと上げてでもサービ

スをするという考えはないですか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

200円がいいのか、300円がいいのかとかいう部分もありますけども、何ていいますかね、料金の設定については、路線バスの料金のバランスというのもあります。そういった中で決めたという経緯もありますので、そういうところも総合的に考えてですね。あとは使いやすい、例えば、今の停留所の箇所数が適当なのかとか、本当にここでとまりたいところにとまれないという声も私も聞いております。そういったところもあわせてサービスの向上の部分を、今の法律といいますか、相手方がいる環境の中でどこまでできるかというのを私たちとしてもチャレンジしていきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

私たち、宿において、コミセンのところにステーションがありますね。ちょっとこの見方がよくわからないとですけども、例えば中尾から1便で、この時間表から、9時30分に出て9時45分に宿に着くわけです。それで今度はセンターに行くとなれば、もう、そこで5分の差がありますから、こっから出発して、また200円で、そのタクシーで行けるわけですかね。その辺はどんなですか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

そのままの乗合タクシーで行けるようになっております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

そしたら、中尾から来て、宿のバスセンターですね。ここに9時45分に来て、9時50分に出発するごととなっとつとですけども、これはもう1時間のどのと言わずに、そこでおりるときに、また現地へお願いしますと言うのですか、それとも、中尾から乗るときに、宿のステーションまで来て、そこでも交渉ができるかですね。それとも、もう、予約するとき、中尾から、一応温泉センターまで行きますと言って、そういう理解が運転手もされていると思うんですけども、その辺の解釈はどんなですかね。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

通常、御利用される方は、今、乗るところからどこまで行くという目的地があつて乗られていると思いますので、例えば中尾で乗って温泉まで行きたいという目的の中で予約をされるものだと基本的には思っていますけど、乗っている途中で気が変わって温泉まで急遽行こうかというときは、その辺は臨機応変に対応していただくようにタクシー事業所には話をしているところであります。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

一応この件はこのくらいにしておりまして、次の自主返納についてちょっとお尋ねします。きのうも出たんですが、9日の日に川棚警察署の交通課に行つてちょっと調べてきました。自主返納した人が18名いて、波佐見がですね。もう、よそのことは聞きませんでしたので、18名。その中で6人が申請をされております。そして、私もいろんな人に聞きますと、この自主返納というのを余り知らずにおられます。そういうことですから、今後は町の広報なり、そして高齢者の講習会のあたりのときにそういう説明をしてやらんばいかんじゃないですか、課長。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

自主返納という制度を知らない方がひよっとすればあるかもしれません。ただし、現在は3年に1回、もしくは5年に1回の免許証の更新が必ずあります。特に近年は70歳を超えて更新の時期になる場合については、事前に自動車学校等に行つて検査を受ける、そういう制度も取り入れられております。そういった交通安全協会等からの周知のはがきが多分来ると思いますが、そういったものを書いてあるか、書いていないか、ちょっと定かに確認はできておりませんが、そういったところにでも自主返納という制度がありますよ。さらに、まだ波佐見町、川棚町、それから東彼杵町は返納者に対する独自の措置と申しますか対応をしておりますので、そういったものはまだ書くことはできませんけれども、そういった中で周知をして、あるいはその優遇なり多様な措置があるようであれば、そういったものも含めて記載をしていただけるように、そういった方法もとって、少しずつ返納の勧奨を進めるような方向で持っていくべきではないかというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

今から高齢者に向かってね、事故がかなり出てきています。きょうの新聞にも載っていましたがけれども、国もね、挙げて取り組むようにしとったわけですがけれども。一番心配するのは、ああいう高齢者の方が事故がいつも言われております。そのたびに家族が一番心配されておるわけです。家族の方が自分の親に言いにくいというのが現状で、もう乗んなさんなって、事故ばしたらと言いながら、事故はせんとというようなことで。

そいけん、私が今言ったのは、広報を通じたり、講演会のときに話をしたりして行って、まずは課長、ムードをつくっていかんばっちゃんいかな。そして、ここで特典がある。全国調べたらいろいろあります。バスにしろ、タクシーにしろですね。身分証明書になるというようにことですが、今後の予定としてはどういうふうを考えておりますか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

返納者に対する優遇措置といえますか、多様な措置につきましては、答弁をいたしましたとおり、最終的には一時的な優遇措置をするよりも、やっぱり究極、交通の便を確保する、そういうことが一番大事になると思いますので、そちらのほうを含めて検討したいというふうに思っておりますので、まだ具体的な方法は出ておりません。

しかしながら、議員お説のとおり、やはりそういった自主返納をできるだけ促していくような風潮といえますか、そういった意識を醸成をしていくというのは非常に今後大事なことになるというふうに思いますので、いろんな機会を捉えて、あるいは交通安全母の会とか、いろんな指導員の会議もあります。そういったところのいろんな機会を捉えて、そういった自主返納が促せるような風潮を、醸成をしていきたいと。それが一番望ましいことだというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

70歳以上の方には、更新の半年前から予備検査をきちんとしなくては更新できませんということになっております。私のところにも来ております。だから、その中で認知の問題とか、いろんな検査があつて、そして、その検査をクリアするためにまた何かをやらなければ、それをきちんとクリアしないと免許更新はできませんというような形になってきておりますので、更新で即いかないと、更新するための検査が事前に70歳以上の方には出てくるのでは

ないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

私はそういうことは聞いておらんとですよ。更新するときは、大村のあれからとか、協会から来るでしょうけれども、まず家族で話し合いをされているのは、もう父ちゃんも年はとっているけん、乗らんごとて。次の更新じゃないんですよ。今現在のことなんですよ。

そして、一つ例を、私に見せに来らした。もう乗らんけんが返すけん、三輪車ば買うたつて。幾らすつですかと言ったら16万つて。そういう補助もあればよかどにねというように、自主返納したら、その三輪車が16万やったら、1割ぐらい来ればよかどでしょうけれども、そういうふうな形で、やっぱり高齢者に向かった、前向きで、そして70というても、今、元気な人もおりますし、70で大変な人もおる。更新を送る前に、更新をする前にその問題が発生しているわけですから、この辺を一応、課長、今後でも取り組んでください。

続いて、私も見よつたら、波佐見町がこの自主返納についても条例みたいなことは別に定めていない。以前でも。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

条例、それから規則等の規定は一切ございません。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

ちょっと私が、これは東彼杵町のことですけども、免許証自主返納する人に対して、住民基本台帳カードの無料とか、いろいろこういうふうにならなくて書いてあるけん、1回調べてみて。もう調べたかな。そしたら、私が彼杵町に電話したら、住民カードってどのくらいして、どういうことですかと聞いたら、昔の住民カードですね。今、マイナンバーというですかね。そういうふうになっているもんですから。それも1回目は無料ですけども、2回目からはお金が要ります、紛失したら要りますけども、これを持ってきたら無料でしてあげますよということですよということでした。町はそういう考えもありますかね、課長。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

先ほど申したとおり、自主返納者に対しては、今のところはまだそういった優遇措置とい

いますか、がすべきだと、何らかの対策はすべきだという認識はございますけれども、具体的にどんなことをするかというのはまだ検討中でございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次に公用車の問題ですけれども、先ほど町長からは、管理者が全部して管理しておりますということで。そしたら、今、町長は高級車が、黒が、上の駐車場にありますけれどもね、まず、課長、幾らで買って、いつ買うたか、まずそれからお願いします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

実を申しますと、現在、庁用車専用ではないんですけれども、出張用に使っております黒のクラウンがございます。あの車両につきましては長崎県の町村会が使用をしていたものでございます。町村会が車の更新をする際に、まだ十分使える車ですけれども、町村会の会長をたまたまされていた波佐見町にちょっとだけお話があったもんですから、金額は5万円で譲り受けております。譲り受けたのは、はっきり、23年か24年ごろだったと思いますけれども、そのころです。現在、恐らく通算でも十七、八年ぐらいになっている車両だと思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

いや、なして私がこれを聞くかといったら、1回目は、町長が玄関でおりよらすときに、県かどこからかの方が町長を送ってこらしたとかなと思っとったです。そして2回目に見たときには、町長がおりよらした、格好よかなクラウンで、そして今度は車はどこに行ったかといつて、上さ行って駐車場にとまっております。そういうふうなことが。そして、これを今、日報がつけておれば、大体年間何回ぐらい使うとつか、ちょっと説明して。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

年間に何回使っているかというのはちょっと手元に資料がございませんので、ちょっと答えようがありましたけれども、現在は、町長が出張される業務、特に郡外、東彼杵郡の外に出張をされる場合については、全て送り迎え、送迎をいたしております。これはもう予算には上げておまして、年間の費用を計上いたしておりますけれども、そういった出張の際に

は必ず使っております。それから町長が使わない場合であっても、複数人数が長崎等々に職員が出張する場合も公用車を使ったほうが合理的だと、費用対効果もありますということで使う場合もあっておりますので、相当の回数を使っているというふうに思っております。相当の回数というのは表現が悪いかもしれませんが、毎日ではないにしても、それに近いぐらいの使用の頻度があっていると思います。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

個人的に毎日使っておりますか。私は見る限りは、白かほこりのしとった、車庫に入ったまま、私が来たときは見るんですよ。そうしたら、いつっちゃとまっているごたるねと思って、公用車でさいかんば行かんとですか、町長。金額の安かったけんって買うたって、経費は幾らかかっているもんですか。車検代、例えば税金、燃料代。というのがね、この前、新聞に載ったのが、小さなね、いや大きな古い車よりも、小さな新車、新しい車がいいということで、これは燃費から何からでしょう、保険から。買うときは5万円で買うたかもしれませんけれども、1年間の経緯はどのくらいかかっておりますか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

通告にはあっておりません質問ですので、その分については手元に資料はございません。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

公用車などとしておりましたけども、私はこの辺を、町長、町村会に行くとき、これではっきり行きよらすとですかね。町長の答弁をお願いします。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

町長は公人であります。ですから万が一、もう70歳を超えていらっしゃいますので、万が一、事故等があれば、これは行政に大きく影響するわけですよ。ですから、公用車で運転を、今のところは、現在はシルバー人材センターにお願いをして送り迎えをしているわけですよ。このことは御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

課長、先ほどは、町村会に行かれるときは送り迎えと言われましたけれども、町村会の費用で出ないんですか、交通費は。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

交通費は出ないでしょう。行きの場合は、波佐見のシルバーで送ってもらうと。ほかの町長さんはずっと運転手を待たせているんですよ。半日もですね。長与、時津、それから佐々にしてもですね。うちはもうそんな無駄なことはしない。早く帰ってくださいと。帰りは、町村会長ですから、帰りは必ず町村会からうちに送ってもらう。

以上です。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

最後にですけれども、運転手は総務課ですかね。専属。一人一人変わっているときもあるということですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

その車の運転業務についてはシルバー人材センターに委託をいたしておりますので、シルバー人材センターの運転士の方が運転をされることになっております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

役場の環境美化について、先ほど言いましたけれども、私がここは30日に出そうかなと思っておりました。ところがあんまり早う出せば剪定ばさすばいと思って、5日の日に出したんですよ、10時ごろ。ちょっとでも短くしとかんばねと思って、日にちのあるぎな、これはさすばいと思って。そうして、11日に私たちが神社のその草刈りをしました。その帰りに見たら、きれいになっておりましたもんねって。そしたら、シルバーに行ってみて聞きましたよ。いつされたんですかと。おたくでされたんですかって、言われたもんですから。10日の土曜日ですか。土曜日にしましたよっていうことでした。もうすばらしい、きれいになっております。

それを、私、あそこまで伸びるまでに職員が年に1回ぐらいはもっと小さかうちにしたらどうかと思うんですよ。自分の職場ですから。それを課長、今後はね、町長も職員でしてお

りますって言われた。あそこまで、みたんなかったですよ。課長、見たですか。あそのツツジの裏んにきからその塀まで抜けてる裏んにき。そして駐車場のフェンスの周り。私も、自分も気づいたんですけども、何人か言われましたし。年間にここっていうて、年間じゃなくして、ある程度伸びてきたときには、その都度、職員で、ちょっと課長、してみましょかって、ここを年に1回、30分ぐらいしたらどうですか、職員の皆さんが。課長。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

おっしゃることは十分理解をいたしておりますし、剪定に関しては、ツツジでございますので、いわゆる適期、適当な時期というのがあると思いますので、その低木についてはそういった適期を見計らってやっているという状況がございます。それから、その周辺の草、みっともないじゃないかとおっしゃるところもわからないではないところですが、私たちが心がけて、草が生えたときには、自前の草刈り機を持ってきたりして刈ったりいたしております。そういったものも1年に1回とかではなくて複数回やっておりますし。

それから、現在は役場の庁舎の清掃関係もシルバー人材に委託をしまして、それから用務員さんが2名来ていただいてやっております。庁舎の中だけではなくて、外側についてもやっておりますので、それほどみっともないというようなことはないんじゃないかというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

大きなとはシルバー人材でしていただいて、小さかると気づいたら、やっぱりそれを取ってもらうように。

そして、一つ、町長は余り聞かんですよって、いろいろこの問題にしても言われましたけれども、町長にはなかなか言わさんとです。ですね。私たちには簡単に言われるとですよ。そういうことで、課長あたりには話があるかわかりませんが。

ツツジが3カ所にありますね。前は車も小さかったし、ツツジも少なかったわけですよ。今は車が大きくなってね、きょうあたりはそうとまっております。税金の申告、2月から3月にかけて、あの辺で見えませんか。というのがね、ちょうど12台置かれるごといております、ここが。白線をしておられます。例えば、バックでつけて、頭がここ、道路がここで、ここにツツジがあるわけですけども、この方がここで全部でツラが合えばいいのです

けど、慌てて来たりしたら、これが出るんです。この方が出きらずに、この前は、もう何回となく切り直して、最後はツツジにかすっていかれました。これは税金の申告のときです。そういうふうな多く来られるときには、もう斜めに入れたり、真っすぐされたりして。

そいけん、私は提案ですけども、あのツツジを、今度時期的に後ろに植えかえたらどうですか。今はきれいに咲いておりますよ。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

おっしゃることは十分理解をいたしております。何分大き目のツツジになっておりますので、見通しが悪かったり、あるいは車両の運行に支障があったりというのはあるのではないかと、その可能性がゼロであるとは思っておりません。したがって、先ほどおっしゃられたような事態が想定をされるということであれば、できれば根っこから切ってしまうか、そういったことも検討いたしたいと思っております。まず、その時期だけ移植というのはかなり難しいことだと思いますので、台刈りなり、もしくは抜根してしまうか、そのあたりについては検討していきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、12番 堀池主男議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。2時40分より再開いたします。

午後2時26分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、6番 百武辰美議員。

○6番（百武辰美君）

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

きょうは一つ、1点でございます。自治体連携について御質問いたします。

これからの人口減少、少子高齢化社会にあっても、地域を活性化し、経済を持続可能なものとして、住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、他自治体と連携して地域の実情に応じた行政サービスの維持、向上に取り組もうとする自治体連携の模索が行われております。

その自治体連携について、次の事項をお伺いいたします。

まず、一つ目は、5月17日に西九州北部地域（仮称）連携中枢都市圏協議会の初会合が行われておりますが、その協議会の概要と、その協議会に対する波佐見町の基本的な考え方を伺いいたします。

二つ目は、大村市などの県央地域との連携は考えられないか、伺いをいたします。

三つ目は、以前より、従前より、東彼3町では保健福祉組合などによる共同事業を行っているが、今後さらに追加して取り組もうとしている施策はあるのか。また、検討する連絡協議会等は設置されているのかをお伺いいたします。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

6番 百武議員の御質問にお答えいたします。

1、自治体連携について。これからの人口減少、少子高齢化社会にあっても、地域を活性化し、経済を持続可能なものとして、住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、他自治体と連携して地域の実情に応じた行政サービスの維持、向上に取り組もうとする自治体連携の模索が行われている。その自治体連携について次の事項を問う。

（1）5月17日に西九州北部地域（仮称）連携中枢都市圏協議会の初会合が行われているが、その協議会の概要と、協議会に対する波佐見町の基本的な考え方はという御質問ですが。

まずは、連携中枢都市圏とは、一定の地域の中心となる人口20万人以上の都市を中核にして、その周辺自治体と連携して地域の活性化に取り組む仕組みで、平成26年12月に閣議決定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略に盛り込まれた制度です。

これは行政の簡素化を目的とした機関の共同設置のようなものではなく、平成26年に改正された地方自治法第252条の2で新たに規定された連携協約で、地方公共団体と他の地方公共団体がその区域における事務処理に当たって、協議により双方が連携した事務処理をするための基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結することができるようになっており、

単純に言えば、当該自治体の税金で他の自治体の業務を行うことができる新たな仕組みといってもよいかと思えます。

また、一部事務組合や広域連合のように法人の設立を要するようなことはありません。

佐世保市では平成28年4月の中核市指定を機に連携中枢都市圏の形成に向けた取り組みの検討を始めて、長崎、佐賀両県の周辺自治体6市7町へ出向いて、制度と佐世保市の意向を説明されたところであり、その後、各市町の担当課長への事前説明会を経て、連携中枢都市圏形成に向けた本格的協議を開始するために、先般5月17日に首長を対象とした会議において協議会を設置されたところであります。

今後、佐世保市と周辺各市町が連携協約に盛り込む協議内容を見出す作業を進めながら、ことし10月までに都市圏参画の判断決定を行います。当然連携協約に盛り込む協議内容が見出されない場合は、協議から離脱、言いかえれば中枢都市圏へ参画しないということになります。

その後の連携中枢都市圏形成までの手続として大きく三つの作業があり、まず、佐世保市による連携中枢都市宣言、そして佐世保市と市町ごとの連携協約締結、最後に都市圏ビジョンの策定となっており、その目標を平成30年12月としているところです。

なお、連携協約の締結には、地方自治法第252条の2第3項の規定により議会の議決が必要となっておりますので、協議の状況や進展については機会あるごとに議会に対し報告していきたいと思っております。

町の基本的な考え方は、本町のみでは対応し切れない部分や、連携によりその効果が大きいもの、あるいは行政の効率化に結びつくものなどが存在しないか、あらゆる分野において協議検討を行い、それにより連携中枢都市圏参画への最終的な判断をしていきたいと考えております。

(2) 大村市などの県央地域との連携は考えられないか。(3) また、東彼3町では福祉組合などによる共同事業を行っているが、今後さらに追加して取り組もうとしている施策はあるのか。また、検討する連絡会議等は設置されているのかというご質問ですが。

農業分野においては、昨年12月に県主導による県央地域グリーン・ツーリズムネットワークづくり検討会が立ち上げられており、大村市、東彼杵町、波佐見町の3地域における広域的な連携事業の模索が始まっているところです。

特に民泊の受け入れに関しては、3地域が抱えるそれぞれの課題をいかに連携しながら克

服していくか。また、おもてなしレベルの向上という共通のテーマを、行政関係者やツーリズム団体などが集い、協議が進められている状況です。

現状ではまだ検討段階であり、具体的な動きはありませんが、今後はインバウンドの受け入れや新たな観光交流ルートの発掘などを視野に入れながら、3地域の都市農村交流事業の活性化につなげようとするものであります。

また、閉鎖性大村湾の水質浄化及び環境保全を目的として、昭和47年度に長崎県大村湾沿岸自治体5市5町及び漁協等で構成する大村湾をきれいにする会を設立し、大村湾浄化対策についての国への要望や浮遊ごみ、沿岸ごみの回収等を行っています。

さらに、今年度に入って地方創生の一環として、大村湾沿岸5市5町で活性化のための事業ができないか、検討をし始めているところであります。

次に、東彼3町の取り組みであります。これまで他町に先駆けて効率的に行政事務を処理すべく、一部事務組合である東彼保健福祉組合を設立し、老人ホーム、火葬、し尿処理、ごみ処理等の業務を行っており、近年には障害支援区分審査会、障害者地域生活支援業務、介護認定審査会の事務を共同処理しています。

また、新人職員研修の一環として、本町の呼びかけで自衛隊への体験入隊研修を平成22年度から実施しています。

このように東彼3町につきましては常々事務の効率化を念頭に置いており、東彼杵郡町村会や東彼保健福祉組合などで町長や担当課長は随時会う機会がありますので、ふだんから情報交換をしながら、検討課題がある場合には事務方での検討を行い、必要であれば町長同士の協議を行っており、特別に協議会となるものは設置していません。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

それでは、関連質問をさせていただきますが、今回は自治体連携ということで、1、2、3と上げておりますが、同じ自治体連携ですので、ちょっと質問が1、2、3、かぶる場合もあるかもしれませんが、ちょっと御容赦をいただきたいと思いますが。

まず、聞きなれない言葉ですよね、やっぱりね。自治体連携、いずれは出てくると思いましたが、こう早く出てくるとは我々もちょっと思わなかったんですが。西九州都市圏の話になりますが、5月17日に行われておりますので、新聞に、本当は1面、余り興味、普通はないのですが、18日でしたっけ、19日でしたっけ、この西九州都市圏の記事が出ておりました。

これを見たら、もう早速、その10月に参加自治体を決定をして、来年の4月にはその都市圏を発足させるという、ちょっと急かなという、僕、感じはしたのですが、そういう記事が出たんで、議会も今回抜ければ、もう9月、12月ですから、そう、余り協議する時間がないかなと思って、ちょっと問題提起の意味も込めて出しました。

まず、この2市14町ということではありますが、具体的にはどこのところに佐世保市が呼びかけているのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

今回のこの連携中枢都市圏でございますけれども、今回呼びかけておりますのは、まず中核市となるべく佐世保市がございまして、まず市で申しますと、松浦市、平戸市、西海市、それから、まず県内から申し上げますと、佐々町、川棚町、波佐見町、東彼杵町、小値賀町、新上五島町。佐賀県で申しますと、伊万里市、武雄市、嬉野市と有田町というふうになってございます。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

それで、このところに写真がありましてね、見事、副町長が行かれていると思うんですが、副町長が載っておられます。初めての首長が集まった会議でしょうから、そのときの様子なり、その副町長の率直な感想なりをちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

この中核都市圏構想の首長の初会合、たまたま町長が出張で行かれておりましたので、私が参加させていただきました。このときの会議は、事務方でその前に話をし、この首長になったわけですが、協議圏の設置のための規約の説明とか、あるいはその制度の説明があったわけですね。佐世保市を中心として、先ほど課長が申しましたように、そういった市町との共同で事業をやっているものがないかどうか。そういったこの制度の内容と、そういう呼びかけがあったということでございます。

その中で、各首長様からは、既存の共同でやっている事業はどうなるのか。あるいは、どのようなことがあるのかどうかというようなお尋ねがありました。佐世保市からは、医療、広域医療の問題、あるいは消防連携とか、そういったもろもろの広域的にやっていくような

仕事、事業があるじゃないかということで、それぞれ各市町でその事業の洗い出しをいた
だきたいと。それを10月までにまとめて、その後、佐世保市とA市、佐世保市とB市、佐世
保市とC市、佐世保市とD町、E町、それぞれ契約をするわけですね。全体で契約するんじ
ゃなくて、佐世保市とそれぞれのまちが契約する。協約、締結をするということでありま
す。同じ、やれる事業があれば、もうそこは共同でやっていくというようなことになっていきま
す。

先ほど百武議員から、来年4月ということでもありますけども、協議会発足は31年の4月と
いうことで理解をいたしております。それまでの間にそれぞれの、その広域圏といいますか、
中核都市のその協議会の中に10月までに持ち寄り、入れて、スタートするということになれ
ば、それまでの31年4月までの間にさまざま手続が必要になってきますので、恐らく、いつ
の時期になるか定かではございませんが、30年の12月の議会ぐらいに協約締結の、各議会で
の締結になるんじゃないかな。それからスタートになるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

せっかく手続の件が出ましたんで、31年の4月までの締結ということですが、ここに書い
てある、この参加するかしないかを10月までに決定ということがあるんですが、やっぱりそ
ういう意思是、やっぱりことしの10月までに何らかの形で参加をします、しないというのは
言わなければいけないんでしょう。どうなるんですか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

10月までに、このスケジュールとしては10月までに意思表示をしてくださいと。それまで
に意思表示がなかった場合には協議会から離脱するというようなことになります。私が質問
したのは、その後で、もし、一緒にやるような事業が出てきたらどうなるのかというような
質問をしましたところ、ある一定時期に、過ぎてある一定時期になれば、その途中からでも
いいというようなことも伺っております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

そこで伺いたいのは、その後で入るとには、ちょっとやっぱり面倒なところもあるのかな

という、ちょっと感じがしますんで、細かいところはその31年、どういう施策に契約するか、ここはしないとかというのは後の問題でしょうけど、大枠、この西九州都市圏に入る、入らないは10月までに意思決定はせんばいかんわけですけど、現在の段階で、波佐見町当局側がどういうふうな基本的な、参加していいのか、とりあえず参加しておこうかと様子を見るのか、入らないで後から入るのかって、その辺のちょっと方向性あたりはもう決めてられればちょっと教えていただきたいのですが。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

国の制度としてこういった制度があるわけですので、行政の効率化等からいえば、一緒に入ってやるほうがベストではないかなというふうに思っております。現在、庁内においては、庁舎内においては、各課を通じて、同時に一緒にされるような事業がないかどうかという洗い出しをさせているところでございます。できれば10月に向けて参加をしたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

それでは、一応この枠組みに参加をするという前提で質問を進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、具体的にちょっと入っていきますが、ちょっと初めてのことで、制度の内容ももう少し詳しく質問しながら進めてまいりたいと思うんですが。要は、佐世保市が中心になって周りの市町村に声をかけて、お互い連携してできるものはしようという、ざっくり言えばそういうこととございましょうが、その連携の中核都市になる要件というのが、何かこういう要件等があれば教えていただきたいと思いますが。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まず、東京、名古屋、大阪、これら三大都市圏以外の地方圏において、昼夜の昼夜間人口比と申しますか、こういったものがおおむね1以上の指定都市、あるいは中核市と、その中核市等と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町、いわば波佐見町を含めますが、そういったものが形成する都市圏であるという条件がございます。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

三大都市圏以外で昼夜人口と、夜の比率が1以上、それから指定都市か中核都市であるということでおっしゃいましたが、じゃあ、その指定都市、中核市というのが、中核市宣言、しましたよね、おととしかな、佐世保市が、去年かな、しましたよね。この布石がこれかなと僕はそのときちょっと思ったのですが。それでは、九州内で、その政令都市とか、その中核市、この中枢都市圏のこの管理になり得る市がどのくらいあるのか、ちょっと教えていただきたいのですが。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まず、政令指定都市は全国で20市、大体人口50万以上というふうな規定があるようでございますけれども、これは九州では、北九州、福岡、熊本の3市。それから中核市は、現在指定を受けているところは全国で48市、人口20万人以上というような規定がございますので、九州では鹿児島、長崎、大分、宮崎、久留米、那覇、佐世保、この7市でございます。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

もう一回、ちょっと復唱しますが、九州では、北九州、福岡、熊本が政令指定都市、それで中核市というのが、鹿児島、長崎、大分、宮崎、久留米、那覇、佐世保ということですよ。ということは、長崎県には長崎と佐世保が二つ、この連携中核の幹事になる都市圏の、中心都市になる権利というか可能性があるのが長崎と佐世保ですよ。では、佐賀がないんですが、これは佐賀市ってないんですよ。もちろんあるんですが。そしたら佐賀県には、変な話、連携中枢都市になる市がないと理解してよかとですかね。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

そこは気になるところでございましたので、佐賀市につきましては、人口は確かに20万人以上いるようございまして、人口要件は満たしているようございまして、佐賀市そのものが国に対して中核市の指定を行っていないということで、まず中核市となっておりません。現在のところは施行時特例市という位置づけになっておりますが、これが中核市あたりに指定をされると、そういった連携が組める都市というふうになってくるのではないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

それなら、ちょっともとに戻りますが、今回のその連携の呼びかけのところに、お隣の伊万里、武雄、嬉野と呼びかけてありますよね。そしたら、その佐賀市がそういう資格がないので、佐世保市さんが声をかけたという現状もあるんでしょうか。そこは関係ないんでしょうか。そこがわかれば教えていただきたいのですが。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

今回の連携協力の都市圏の場合、おおよそ50万人程度の規模を目標としとりますので、今回のこの呼びかけた、佐世保市を含めた圏域の人口が56万という、現在のところ、規模でございまして、この西九州北部地域、この圏域に限らず、これまでも西九州自動車道路によるつながり等もございましたので、そういった流れの中で佐世保市さんは圏域に含めて呼びかけをされたのではないかなというふうな思いをうかがっております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

それでは、この佐世保市がちょっと後発だと思えますよ。おとし中核市の指定をされたんで、この都市圏形成については。現在、その連携中枢都市圏、ちょっと難しいのですが、連携中枢都市圏をもう既に形成している団体は全国でどのくらいあるのか。それと、九州にはどんなものがあるのか、わかれば教えていただきたいのですが。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

現在、連携中枢都市圏を形成しております団体の数は、国内では全国で23団体、これは3月31日現在でございまして、23団体で、九州では、宮崎市を中核市とするみやざき共創都市圏、久留米市を中核都市とする久留米広域連携中核都市圏、大分市を中核とする大分都市広域圏、熊本市を中核とする熊本連携中枢都市圏、北九州市を中核とする北九州都市圏域、長崎市を中核とする長崎広域中枢都市圏、鹿児島市を中核とするかごしま連携中枢都市圏の七つでございます。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

ここに七つ、八つ目ということになるんで、比較的新しい取り組みに我々も入れるのかなと思って、期待も、不安もあるのですが期待をしております。そこのちょっと勉強して要綱の中で、この連携契約を締結する市町村は通勤通学の割合が0.1以上である全ての市町村と締結することが望ましい。つまり、佐世保市に通う通勤通学の人が0.1ですから、10%以上ある、締結するところが望ましいとありますが、今回の協議会に参加した市町の佐世保市に通学している、多分そういうあれですから、データが出ていると思うのですが、どのくらい周りの自治体から佐世保市に通勤通学されているのか、わかる範囲でお答えをいただきたいのですが。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

協議会の設立のときにいただいた資料によりますと、まず、本町、波佐見町でございますけれども、これは19.21%、川棚町が25.64%、佐々町にいたっては49.1%とかなり高い方が佐世保市へ入っておられます。ただし、そのほかの自治体につきましては、特に離島関係はほとんど上五島、あるいは、そういった離島関係についてはほとんどない、少ないという状況でございますが、隣接の有田町につきましては7.23%というふうな数字になっております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

約20%となりますが、済みません、波佐見町だけでいいですから、実数を教えていただければ、お願いします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まず、通勤通学者が、済みません、これは波佐見町の8,455のうち1,624人が佐世保市通勤通学者というふうになっております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

この数を聞かれて、多いのか、少ないのかというのは個人差があると思うんですが、僕、個人的には非常に多いのかなという。一昔は、地元の産業も大分人手が要しましたんで、かなりの人口が波佐見の中で働いていらっしゃると思うんですが、この数字はかなり大きいのかなと思います。

それで、やっぱりその佐賀、県をまたげばやっぱり少なくなりますよね、当然ね。だから、我々が今後注意せんといかんとは、その見えないその行政の境界、僕なんかもそうなんです、僕は湯無田において、事業所が小樽にありますから、小樽から500メートル行けば、もう県境ですよ。こっちが圧倒的に近いのに、県境越えたら途端に誰も知った人いないし、交流もないんですよ。だから、やっぱり見えない境とか枠組みとか、非常に大切に。

だから僕は何で今回こういう質問したのかというと、やっぱり政策を考える、我々が町民の意見を聞くのに、その行政の枠組みというのは非常に大事になるんで、今度、この西九州都市圏の連携に入れば、また選択肢が広がる、プラスもあるしマイナスもあると思うんですが、そこをよく考えながら、我々も考えていかんばいかん、行政側の人とも考えんばいかんという意味でもありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思うのですが。

それで、もう少し具体的にいきますが、ちょっと行政用語は難しいんで確認をしますが、中枢都市圏になるための手続きが、今、答弁でおっしゃいました、佐世保市がまず連携中枢都市圏の宣言をする。佐世保市がちょっとこの連携中枢の親分になりますよという宣言をして、それから連携協約を結ぶという、多分段階に入ると思うんですが。この、そこの中に議会の承認が多分、締結には議会の承認が必要とおっしゃいましたが、ここが、例えばタイムスケジュール的にどの段階になるんですかね。例えば、実際に参加、今度の10月前にやっぱり議会の議決が入りますという議決が要るのか、いやいや詳細が決まってから入りますよという、承認の議決が要るのか、タイミングはどのタイミングなんですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

議会の議決を求めていますのは、本町の場合で申しますと、佐世保市と波佐見町がずっと協議を重ねて、連携協約を締結することに対して議会の議決を求めますので、その協議が済んだ後、ですから、佐世保市が都市宣言をして、するまでにとか、あるいは同時進行になるかと思いますが、平成30年度中といいますか、12月、あるいは2月、3月、タイムスケジュールはずれると思いますが、そのタイミングかなというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

同じく、新聞の中では、その具体的な連携策を示した上で10月にもってという表示がありました。現在、その具体的な連携案が示せてあるのかどうか。まだ示されていないなら、例え

ばでいいですから、わかりやすく、どういうことが考えられるか、お答えいただきたいんですが。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まず、協議会の事務局でございます佐世保市のほうから、現在、各市町に約50程度の事業が提案されております。当然この中には本町には全く関係のない、松浦鉄道であるとか、あるいは水産資源の確保だとか、ございますので、そういったものの中から本町として取り組むことができる、連携して取り組むことができるものについて協議をこれから、今月ぐらいから、それぞれの担当部署で進めていくという流れになろうかというふうに思っております。それから、当然これは佐世保市からの提案でございますので、本町からもっと佐世保市にこういったものを連携してやったらいいじゃないかというものがあれば、それぞれ担当部署において拾い出し、洗い出しをして提案をしていくことも可能かなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

それでは、この連携の特徴が、先ほど説明にありましたとおり、その政策ごとに契約をしていいということですので、例えばその広域医療のところ、ここでいいなら参加しようと。例えばこっちの消防でいいなら参加しようと、個別に選べられると僕は理解したんですが。これは、その周りの市町村には僕は、非常に都合がいいっていったらおかしいんですが、有利な政策だと思うんです。自分の都合のいいところだけ入れればいいんですから、都合のいいというか、利用したいところだけ入れればいいと思うんですが。

ちょっと不思議なのは、その中枢都市となる佐世保市は、その人たちの面倒を見らんばいかんですね。ということは事務量も増えるし、人間も要る。果たしてこの中核都市となるメリットがあるのかどうか、素人なりにちょっと理解できなかったんですが、この佐世保市が連携中核都市となるメリットというの、メリットという言い方が適切かどうかは別として、どういうことが考えられると思われるか、ちょっと教えていただきたいのですが。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まず、メリットで申しますと、財政的な支援があると。この中枢連携協約によって行う事

業については、その中核市については、これは人口70万人規模であればという話ですが、約2億円の普通交付税が交付されるというふうに聞いております。ですから、今回の56万人規模であれば、恐らく1.5億ぐらいの普通交付税が交付されるだろうと。それから、それぞれ取り組む個別の事業については、佐世保市については事業もいろいろございましょうが、1億数千万ですかね、はっきり覚えておりませんが、数千万と、また別に特別交付税の措置も行われると。それから、連携を結ぶ各市町においても、その連携事業に係る負担については幾らがしかの特別交付税措置がなされるというものでございます。

佐世保市がそういった事務量まで増やして果たしてメリットがあるのかということでございますけれども、一つはそういった財政支援もあることながら、先ほど申しましたように全国で二十数カ所の圏域が現在できておりますが、そういったものへの仲間入りといえますか、ひとつの佐世保市としての都市のステータスを上げると、そういったものも考えられるんじゃないかと思いますが、これは佐世保市の担当者に聞いてみないとなかなかどこがメリットですかと、なかなか腹の内を出してくれない部分もあろうかと思っておりますので、今後、交流を深めながら探っていきたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

もうちょっと具体的にちょっと質問しますが、例えば、今、枠組みが一部事務組合とやっていますよね、我々がね。例えば東彼3町の中で、今、共同事業をやっている中でも、例えばごみ処理の問題で、波佐見町だけ、こっちの協約に参加することも可能だと思うんですよね。そうなったら、二つできますよね。この何ていうかな、バランスというか、関連はどうなりますか。両方入ったときに。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

恐らく、ごみの共同処理については、佐世保市側が連携をしないと。逆に、例えば市内のある程度の処理量というのを勘案して施設もつくっておられるかと思っておりますので、そういった協議の中で、恐らくそういったものは、連携の項目としては現在のところ上がってきておりませんので、佐世保市としては望んでおられないものかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

少し調べてみたんですが、熊本なんかですと、ビジョンもできておりますので。その中で、やっぱり周りの町村は、自分の、まだできていない施策に連携するところが多いのですが。一番我々で関心があって、これはいいなと思ったのは、病児病後児保育、これを連携しているところがあるんです。これはどういう連携かという、当然佐世保市に通いますから、連携をすれば、こっちの波佐見の通勤者が佐世保に行って、佐世保の病児病後の保育園に預けて仕事ができるというメリットもあるし、ここでいけば、例えば波佐見と佐々がちょっと入っているとすれば、佐々もできるようになっているんですね、ここの協約では、お互いですから、お互い利用できるということですから。だから、佐世保市、こっちにとっては非常に都合がいい連携かなと思いますので、こういうところには、やっぱりもしあれば利用して。ところが今やっている東彼との関係もありますから、その辺は注意せんばいかんでしょうけど。

もう一つあったのは、公共下水道の相互利用ということもあるんですね。例えば、熊本が提携のところから申し出があれば下水道を使わせるということですから。意味わかりますよね。例えば、町境にあって、こっちに、熊本のほうにつないだほうが有利なときは、協定の中で熊本の下水道を使っているんですよということですから、恐らくこういう協定も、下水道に限らず上水もそうですよね、そういうこともできてくるのかなと思います。

ところが、いいことばかりじゃないみたいですよ。何かこう調べてみると。この、入るのは入るのですが、例えばちょっと都合が悪いんで出るというときに、どういう手続きが要りますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

本来、そこで離脱を表明して、議会の承認等も必要になってこようかと思いますが、今のところ、とりあえずは参加をしてみて、いざ、まだその離脱までの想定はしておりませんが、軽々に申し上げられませんが、相当の負担を強いるものとは思っておりません。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

ほかの資料、要綱によれば、出るときはもちろん議会の承認が必要ですが、その離脱するという表明をしてから2年間は効力が消えないようなやっぱり要綱って、そういう取り決めになるようでございますので、その利用するときにはいいんですが、出るときに、ちょっとや

っぱり注意せんといかんとかなと思いますんで、その辺は僕が言うことじゃないんですが、いいこともあれば、ちょっとこう使いにくいところもあるなという感じは率直にしました。

それで、ここからは東彼地区の今の現状でいくんですが、今、福祉組合とかありますよね。もちろん佐世保市でいけば消防も連携をしておりますが。僕はひとつ思ったのは、やっぱりその佐世保市と連携をするというのも一つの方法ですよ。選択肢、今から。もちろん選択肢、範囲は大きくなりますが。ところが、協約という形でいきますから、どうしても今のやり方は、今の東彼3町のやり方は個別ですよ。政策ごとに担当者が寄ってということですから、なかなかこっちの枠組みよりも使いづらいということがありますんで。

僕が申し上げたいのは、こっちもしながらですよ、こっちもそういう協約みたいなのが東彼3町で、今までせつかく3町でやってきたんですから、福祉組合あたりも一生懸命やってきましたので、東彼3町でまず協約してできる場所も僕はあろうかと思うんです。だから、こっちの協約もしながら、こっちも、財政的な補助はないんでしょうけど、3町でももう少し具体的に、3町でできることを詰めるような話し合いの場とかを、僕はこっちの佐世保市が固まる前に、こっちもちょっともう1回、真摯に協議をしていただきたいと思うんですが、そういう考えはございませんか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

これは直接的なお答えにならんかもわかりませんが、一つの例として、実はさっきおっしゃったようにその行政の壁というのは、ちょっとやっぱり高いですよ。というのは、この、今言われている中核都市圏の前に、もう数十年前に、20年以上になりますかね、県北地域広域市町村圏組合というのがあったんですよ。これは旧北松と東彼、それから西彼、西彼杵郡の西海市、大瀬戸町を除く旧西海市内の町が入ったところで構成をして、これは国の政策もあって、その運用をしていく場合においては交付税で処置をして、それを出し合って基金で、運用益でもってお互いにやっていきたいと思いますよということやっていったんですよ。当時は具体的にはその行政の一つ一つは行っておりませんでした。消防については広域市町村圏内の町村が佐世保市に委託をするというような形でいました。もう一つは電算の共同開発をここでやりました。その後、単独で入れているもんですから、ずっと離脱して行って、最終的には各市町ごとに電算システムを入れているというふうな状況なんですよ。

当時、特に若い人たちの交流とか、特産物の販売とか、そういったものを行ってありまし

た。特に印象に残るのは、その運用益でもってクルーズ、にっぽん丸という大きな船を貸し切って、そして圏域内の若い人たちと一緒に九州一周のクルーズをやって、そこで交流を図るというようなことをやってきたんですけれども、とうとう、それ以外の何も結果として残らなかったものですから、最終的には解散ということになってきたわけですね。

ですから、おっしゃるように、ここは慎重にやっつかんばならんというようなことと、それと、その東彼3町においては、これは文化、歴史も一緒でありますし、ふだんからスポーツ交流、文化交流もやっておりますし、そして福祉組合もずっとやっておりますので、割と一緒にできやすいんですね。そういった壁というのは、ないと言えおかしいんですけど、ないに等しいような感じになりますので。おっしゃるように、その東彼の3町の中で何かやればということ常々思っているのですよ。ただ、そういう気は常にあるものですから、特別に協議会なるものは設置していないということで、今後については検討会としておきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

よろしく申し上げます。今、行政自体は、東彼3町、歴史がありますから、それぞれ協議なり話し合いをしながら今の形と思うんですが、ただ、僕が一つ懸念するのは、人々の生活圏がちょっと若干違いますから、川棚はどっちかといえば、佐世保中心の生活圏ですよ。ところが東彼杵となれば大村ですから、実際的なこの生活に関する協約になれば非常に温度差が出てくると思うんで、川棚、波佐見と東彼杵、特に。

だから僕が言うのは、そういう生活のレベルの中で共同事業をやるというときに、もしこの段階でやれるものは、先にちょっと時間がかかっても、そしたら3町でやろうよという、やっぱり申し合わせをしておかんと、この協約が出てきて、こっちに乗ったら、やっぱり彼杵はおもしろくないのかな。こっちが、佐世保が、我々が乗ったらですよ。ある政策に乗って、いや、我々は遠かけん、彼杵は入らんとかなったら、やっぱり微妙なところで何かすれ違いができるんじゃないかなっていうおそれがありますので、その辺を、やっぱり東彼3町で話し合いをよくしていただきたいというのはその辺もありますんで、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、もう一つ、続けていきますが、この協議会の資料をいただきました。その中に

こういうちょっと気になった記述があるんですが、連携協約の効果として、単体、単独で全ての行政サービスを提供するというフルセットの行政から脱却することができると思いますよね。フルセットの行政から脱却する。全部やっぱり波佐見町は波佐見町でせんばたいというところから脱却できるとあるんですが。しかし、よく考えたら、地方公共団体というのはフルセットの行政を提供するのが今までの我々地方公共団体だったと僕は思うんです。だからその中でできない部分を一部事務組合とか広域の連携でしてきたと思うんで、この辺の基本的なスタンスが、若干僕の理解と、僕の理解というか、これは僕の理解ですから、僕の今までの地方自治体に対する理解と若干違うところがあるんですが、執行部側は、今のその行政の、地方行政のあり方はフルセットの行政、まだ僕は残っていると思うんですが、その辺の考え方はいかがですか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

おっしゃるように基本的にはフルセットで各市町村はやっているわけですね。しかし、効率化を目指していく場合において、共同でやれば、より効率的にやれる、そういうものはどんどんどんどんやっていく必要があると思うんですね。だから、東彼保健福祉組合でやって、その後、近隣においてまた新たな事務を共同で処理しておりますけど、常にその効率化を目指して同じようなものであれば一緒にやっていくことをやっぱり考えていかないといけないんじゃないかなと思っております。おっしゃるように、今度その佐世保市を中核としてのこの協議については、やっぱり時代のそういう流れでありますので、できるものならば一緒にやっていく、乗っていくということも、それを前提に考えていきますけども、やはり慎重にこれはやっていかないという、おっしゃるようなことが起こってくるんじゃないかなと考えておりますので。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

佐世保市あたりとは、やっぱり昔でいえば平戸藩と大村藩という、その風土は違いますよね。僕らが感じて、佐世保の人と語るときと大村に語るときとやっぱり違いますから、気候風土が違ったように、やっぱり今までの行政体が違えば、おのずと考え方も違いますから、やっぱりその辺は慎重にいかなければなりません。こういうその連携の流れはとめられないでしょうから、できればその連携の中に入りながらも、波佐見町は波佐見町の独自性を失わ

ないような、流れを見失い、もちろんされると思うんですが、そういう、ちょっとその佐世保が強引すぎるのかなという。強引に行かないように願うだけなんですが、そういう流れに巻き込まれないようにされるんでしょうが、我々も注意しながらちょっと内容は見ていきますんで、あくまでもいい方向に行くように、連携に入っていい方向に行くように、行政側もですが、我々も注意しながら、これについては今後お互いに勉強をしていきたいなと思います。

ちょっと抽象的なことであれだったんですが、未来のために、いい連携はどんどんしていかなばいけないという観点で質問いたしました。

以上で質問を終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、6番 百武辰美議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。3時45分から再開いたします。

午後3時32分 休憩

午後3時45分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、5番 脇坂正孝議員。

○5番（脇坂正孝君）

皆様、こんにちは。今月6日に当地方も梅雨に入ったようですが、その後、雨らしい雨は降らず、作物への影響が心配されております。と同時に、今降っていない分の雨が梅雨明けごろになってまとまって降り、豪雨にならないか。こんな心配をしながら、防災対策につきまして4件、公共施設総合管理計画について1件を質問いたします。

まず、防災対策についてでございます。

いつ発生するかわからない災害から町民の生命、身体、財産を保護するためにはふだんからの備えが重要であります。

以下、本町の防災体制について次の点を問います。

(1) 波佐見町地域防災計画にある訓練の種類ごとに、平成26年度から28年度の実施状況及び本年度の実施計画はどうでしょうか。①総合防災訓練、②消防訓練、③水防訓練、④通

信訓練、⑤避難訓練。

(2) 災害時に避難所へ犬や猫のペットを帯同して避難可能か否かは大きな問題かと思えます。新聞報道によりますと、環境省は年内にも災害時のペットの保護や飼い主の責任を定めたガイドラインを改正する方向を固めたとあります。波佐見町地域防災計画にもこのことを反映する必要はないでしょうか。

(3) 川棚川浸水想定区域内に要配慮施設が2カ所あります。洪水時の円滑、迅速な避難を確保するためには多くの情報が必要と思いますが、その一つとしまして、その施設の近くにあります万年橋と横枕橋の橋脚に水位標を設置すれば、より早く危険度の察知が可能と思えます。水位情報を周知河川に関する避難計画の対応として早急に整備できないでしょうか。

(4) 水防用具や医療品、生活必需品等の備蓄状況は十分でしょうか。不足の場合の対応はどうされるのか。

2、公共施設総合管理計画について。公共施設総合管理計画をこのほど作成されましたが、管理に関する基本方針の中に、これまでの対処療法的な維持管理（事後保全）から、劣化が深刻化する前の計画的な維持管理（予防保全）への転換を推進しますとあります。確かに劣化や故障が進展する前に対処することは施設の長寿命化につながり、安全性、利便性、経済性も増すと思うわけですが、いつからどのように実施される予定でしょうか。

以上でございます。以降は発言席からの質問といたします。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

5番 脇坂議員の御質問にお答えいたします。

防災対策について。町民の生命、身体、財産を保護するためにはふだんからの備えが重要である。まず、波佐見町防災計画に総合防災訓練、②消防訓練、③水防訓練、④通信訓練、⑤避難訓練が掲げられてあるが、平成26年度から平成28年度までの実施状況及び本年度の実施計画はどうしているかという御質問ですが。

各種災害の発生に備え、本町の地域防災計画書にも、防災訓練計画の中に総合防災訓練、以下5項目がうたわれていますが、町が主体となって実施している訓練の状況については総じて実現できてない項目が多いというのが実態であります。

総合防災訓練では、関係機関や地域住民が共同して実施しているものではありません。

消防訓練は、消防技術の錬磨と習熟を図るもので、主体は消防団ですが、消火訓練に関し

ては春と秋の火災予防週間時には毎年実施しています。

③水防訓練は、平成27年に消防団全員により、土のう積技術の習得訓練を実施しています。

④通信訓練では、町の防災行政無線が日々行政情報の伝達を行っているため、訓練の一環として捉えることもできますが、災害情報を最優先する情報伝達では、毎年実際の警報発令を伝達する実働の訓練となっています。

⑤避難訓練は、町管理の施設では農村環境改善センター、陶芸の館、勤労福祉会館では毎年2回の実施、総合文化会館でも本年3月に消防署との合同による消火及び救出・救護訓練とあわせて実施しています。

また、学校における避難訓練は、小学校では毎年各学期ごとに火災や地震、不審者の侵入を想定して実施しており、中学校では3年間とも1、2学期に火災を想定した避難訓練を実施しています。

また、消防団では、平成27年に全団員を対象として救命講習を実施したほか、女性消防団員においては救命指導者講習を履修し、各種団体等からの講師派遣にも対応している状況です。

原子力対策計画の中では、災害予防計画の中に防災訓練に関する事項が盛り込まれていますが、過去4年間、県や関係市町と連携した原子力防災訓練が実施され、本町においては玄海原子力発電所を起点とする30キロメートル圏内の住民避難の受け入れ団体となっていますので、避難所受け入れの訓練を実施しています。

今後の実施計画については、総合防災訓練は県や大きな市レベルでは行われているようですが、小規模の団体では実施はかなり難しいのではないかと考えております。

今年度計画しているものではありませんが、最近の大雨情報などでは、昨年発令しました避難勧告に匹敵するような情報を出す可能性も高く、住民が実際に避難所に避難する場合も多くなると考えられますので、避難所の運営訓練の必要性など、今後さらに取り組みの優先順位等を考慮しながら、可能なものから充実、実施していかねばならないと考えています。

そのほか、町が主催するもの以外では、近年は自主防災組織の防災に関する意識が高まっていることから、自治会単位、あるいは連合班単位でも避難訓練、消火訓練、炊き出し訓練などが自主的に実施されています。このような住民自らが意識を高めていく活動が非常に効果的であることから、行政としても自治会等に防災訓練の実施を促すとともに、要請があった場合などは物資や人的支援も積極的に行っております。

(2) 災害時に避難所へ犬や猫のペットを帯同して避難可能か否かは大きな問題と思う。波佐見町地域防災計画にも反映する必要はないかという御質問ですが。

災害時には何よりも人命が優先されますが、近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットと同行避難することは動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要であると考えています。

環境省が作成している災害時におけるペットの救護対策ガイドラインでは、平常時や災害時における地方自治体の役割が行うべき対策について示されています。

一方、県が策定している地域防災計画書には、救助計画の中に避難所におけるペットのためのスペース確保に言及されていますが、細かな事項は記載されていないようです。

また、市町の防災計画書にも反映された実態は少ないように思われますが、近年の災害発生と避難者の実態を伺ったり、避難所運営訓練の折にも指摘があっている事項です。

本町の場合は、今後避難所の運営に係るマニュアルなどを作成すべきとして準備をしているところであり、その中に盛り込むのが適当か、防災計画書に反映すべきか、研究してまいります。

次に、(3) 川棚川の洪水時の円滑迅速な避難を確保するために、万年橋と横枕橋の橋脚に水位標を早急に整備できないかという御質問ですが。

一時的な大雨により洪水が発生した場合、あるいはそのおそれがある場合には、円滑かつ迅速な避難が重要であり、その情報を早く正確に得ることは生命を守る上で大変重要なことでもあります。

現在、川棚川の水位観測所の一つとして、鹿山橋に水位標が設置されており、住民からもわかりやすいものとなっています。表示されているのはそれぞれの水位観測所で定めている氾濫注意水位、氾濫危険水位で、あらかじめ測量し、定めた基準面からの高さをあらわしています。

万年橋の水位標の設置につきましては昨年の町政報告会の折にも要望があったので、長崎県に要望しているところです。また、横枕橋への設置につきましては、橋脚はありませんので、護岸への設置について検討協議したいと考えます。

ただ、洪水の発生が懸念されるような状況においては、危険を避けるため、河川周辺には近づかないようにすることが肝要と考えます。

なお、本町においては、鹿山橋と永尾郷の二共橋に水位計が設置してありますので、自動

的に長崎県に送信され、長崎県河川砂防情報システムであるナックス（NAKSS）により常時その情報を得ることができます。

（４）水防用具や衣料品、生活必需品等の備蓄状況は十分か。不足の場合の対応はどうかという御質問ですが。

水防に関する資機材の備蓄状況は、南地区と東地区にある水防倉庫に格納しているものと、一部は消防の分団にも置いています。装備品は土のう袋、鉄くい、木くい、ブルーシート及びこれらを敷設する用具等です。

衣料品、生活必需品にあつては備蓄はありません。平成28年5月に民間企業との包括連携協定により設置した自動販売機に保管されている飲料水や防災用品の備蓄、また、社会福祉協議会が毛布100枚程度、原子力防災関係で国から支給された簡易の毛布100枚などの備蓄はあります。

町内に災害が発生した場合等の避難所や被災者への支援物資については、今年度購入予定の備蓄食料と毛布のみで、その他の備蓄物資では町が購入しているものはありません。また、町内のスーパーマーケットとは災害時における備蓄非常食料品に関する協定書を締結しており、緊急時には町の要請に応じて食料品の供給に対応していただけることになっています。

2、公共施設総合管理計画をこのほど作成されたが、事後保全から予防保全への転換を推進しますとあるが、いつからどのように実施される予定かという御質問ですが。

町の公共施設は、教育や福祉、地域活動の拠点として、また防災拠点や災害時における避難所として住民生活に欠かすことのできないものであり、行政サービスの低下を招くことがないように適正な維持管理に努めなくてはなりません。さきの13番 藤川議員の御質問にもお答えしましたとおり、これら多くの公共施設について、中長期的な視点から計画的に維持管理を行い、財政負担の軽減、平準化を図るために、本年3月に公共施設等総合管理計画を策定したところであります。

この中で、建物系公共施設については、質の見直しという観点から、定期的な点検による劣化状況の把握を行い、この点検結果を踏まえて、これまでの対処療法的な維持管理から、劣化が深刻化する前の計画的維持管理、いわゆる事後保全から予防保全への転換を推進することとしています。

このように予防保全には施設の劣化状況調査などが前提となりますが、現状においては専門的な技術や知識を町では持ち合わせていないことから、本格的調査となると専門業者への

委託になると思われます。

ただし、これら調査に多額の費用がかかるようでは本末転倒とも言えますので、まずは所管する担当課において目視点検や施設管理者や利用者からの聴取など、できることから行うようなことで進めてまいりたいと思います。また、施設によっては専門的検討が必要なものもあろうかと思しますので、その場合は業者への委託なども生じてくるものと思います。

これらの時期については、公共施設の全てを直ちにということは、人員の問題や他業務との兼ね合いから厳しいものがありますので、可能なものから逐次進めていくこととします。

なお、橋梁については平成23年度から25年度にかけ、公営住宅については平成25年度に長寿命化計画等の策定が完了しておりますので、現在は法令やこの計画に沿って、順次点検や補修・修繕、建て替え等を進めているところであります。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

消防訓練とか、それから水防訓練、通信訓練、避難訓練、これらの実施につきましては、それぞれ何らかの形で、団体とか事業所単位とか、それぞれ個々に実施されているようでございますけれども、最初の総合防災訓練ですね。これにつきましては、やはり個々に実施するというわけにはいかないかと思えます。行政、団体、地域、さらに住民の皆様の協力がないとできないことと思えます。

そこで、総合防災訓練に絞ってお尋ねでございますけれども、地域防災計画には、先ほどおっしゃったとおり災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に推進するため、関係機関及び地域住民と協働して総合的な防災訓練を実施するとあります。関連項目といたしまして、ア、通信訓練、イ、水防工法訓練、ウ、避難訓練、エ、救助、救出、救護訓練、こういうのが明示してございます。

それから、災害対策基本法には、第2条の2に基本理念というふうなことでまずうたっております。それから第5条に市町村の責務ということで、実施の責任と申しますか、それがございます。それから第48条に防災訓練の義務、こういうふうな法で定められているわけでございますけれども、これらをそのまま素直に読めば、市町村としては防災計画を策定し、それによって防災訓練を実施しなければならないというふうに解釈ができるわけですが、防災計画については波佐見町防災会議ということで作成されておりますけれども、その中の防災訓練はなぜ実施されていないのでしょうか。また、郡内2町の実施状況はいかがなもので

しょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

総合防災訓練の実施ができていないことの理由につきましては、先ほど町長からもありましたように、まずかなりの規模が大きくなるということで、そのノウハウも必要ですし、それから労力も必要。現在の波佐見町のその防災の担当のレベルではちょっと実施は難しいんじゃないかということで、今まではちょっと実施をできていなかったということでもあります。

それから近隣の市町については、川棚、彼杵については実施をされておられません。それから市のレベルでも確認をいたしましたところ、佐世保市では毎年実施をされております。それから大村市では27年度までは隔年とか実施をされていたようですが、28年から毎年実施をされるということになっているそうでございます。それから西海市については総合防災訓練は実施されておられません。それから松浦市でも総合防災訓練は実施されていないという状況であります。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

訓練ができない隘路としまして、労力の問題とか、それから予算の問題、ノウハウの問題ですか、こういったのがいろいろあるかと思えますけども、防災、減災は町民の生命、身体、財産、こういったことに大きな目的があるわけでございます。それで、これは優先して実施する必要があるかと思っております。

そして、実施することによって、そこで得られた課題や問題点、こういうものをクリアして共有していく、こういったことが必要かと思っておりますが、ノウハウがないということは、逆に本番のときにも全くないということも言えるわけなんですよね。だから、その辺のノウハウからまずつくっていかないといけないだろうと思っているんですけども、訓練はやはり実際に実施してみないことにはわからないことが多いかと思えます。

例えば、災害弱者と言われております高齢者、身体障害者、子供などなどのこの人たちの避難をどうするか。それから、避難は車でいいのか。そして、また車で行ったら駐車場はあるのか。避難に要する時間はどの程度なのか。検証することはたくさんあるかと思っております。

防災計画はあくまでも計画でありまして、訓練を通して実態や改善点も見えてくるかと思

います。そして、また、もう一つのプラスが町民の災害に対する意識の高揚、そしてまた知識の向上、こういった機会にもなろうかと思えます。

いろいろいきなりというわけには、先ほどのような問題がありまして難しいことも多いかと思えますけども、総合防災訓練もそれぞれの町で実施するのが一番かとは思いますが、予算とか人の問題、こういったことであろうかと思えますが、しかし、災害はいろいろ、いついかなるときにあるかもわからないということでございます。

一つ提案でございますけども、災害は、町の境、県境を越えて広域に及びます。雨とか風は行政区とか、そういったことは考えて降ったり吹いてきたりしません。そういったことで、まず郡内の3町で共同実施ができないか。

それから2番目です。防災協定を締結している隣接の市町、こういったところとの共同実施ができないか。先ほどおっしゃった佐世保市とか大村市ですね。それから身近なところで武雄市も毎年実施されているそうでございます。ことしは9月3日にするというふうなことで、避難所が川登の小中学校、こういったところも関係されているようでございますので、こういったところ、身近なところとの共同実施。

それから3番目に県が実施している防災訓練の会場として本町が立候補できないですか。これは大分、7年に一遍というふうなことで、地区回りが7年に一遍ということですからかなり大規模にはなりますけども、こういった案が浮かぶわけでございますけども、このことについてはいかがなものでしょうか。ぜひ何らかの形で実施していただきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

何か質問が余計あったように思いますが。

まず、先ほど冒頭申されました国の法律、災害対策基本法ですね。この中に48条のことを申されました。防災訓練の義務ということで書かれております。48条にはですね。この義務については、いわゆる国の機関。国の機関は災害予防責任者という表現をされておりますけれども、国の機関がその対象者となっております、国は義務づけをされているわけですね。それから、国が方針として定めております、その防災計画等の策定におきましては、そういった実施をすることが促されておまして、波佐見町の防災計画にも総合防災訓練を行うという表現になっております。防災計画はもう既にかかなり前につくられたものでありまして、ここがその時点から実施をされていないという実態はあるわけでございます。

先ほど申されました広域的な実施ができないか。その件についても、まだほかの川棚町とか東彼杵町と協議をした実績もございませんけれども、協議に値することだと思っておりますので、この件については、まず協議をして、可能かどうかの検討をしてみたいというふうに思います。

それから、総合防災訓練の中には、見たことがあられる方については大体おわかりだと思っておりますが、長崎県の総合防災訓練が毎年実施をされております。この防災訓練につきましましては、長崎県下を七つの区分に分けまして実施をされます。内容は多岐にわたっておりまして、当然地方公共団体、それから消防、それから自衛隊、いろんな機関が参加をします。それとか、民間の例えばガスの事業者さんであるとか、建設の事業者さんとか、そういった事業者さんも参加をされているんな訓練をされるものがございます。何年か前に佐世保でありましたので私たちも参加をいたしました。そのときには消防団も何人か参加をしております。

それから、総合防災に関する協定ではございませんけれども、消防に関する協定等は波佐見町と、それから近隣の地方公共団体とも協定を結んでおりますので、消防等に関してはそういった協定を結んでいる団体、それぞれ持ち回りで毎年開催しているということもございまして、近年近いところでは波佐見町では開催されておられませんけれども、ことしは3月に川棚町の五反田郷で協定の合同の訓練が行われておりますので、そういったところには本町としましても消防団の関係分団が参加をしたと、そういった実績もございます。

それから、長崎県の総合防災訓練をその7カ所で持ち回りで実施しているものを波佐見町に誘致してはどうか。そういったことをすれば非常に住民の意識も高まるのではないかという御指摘ですけれども、可能性としてはゼロではないと思っております。ただし、総合防災訓練でございまして、特に長崎県の場合は海に関する事とか、そういったものがあります。それとか、これまでも実施をされている場所を見ますと、佐世保でいけば相浦の自衛隊の駐屯地、それから大村市は竹松の駐屯地、そういった広いスペースがあるようなところで実施をされておりますので、波佐見町でもし開催を誘致をするということになれば、どこでどのようなことができるのか。そのあたりも判断をしながら、誘致に向けて動くのかどうか、その辺はちょっと判断をしてみたいと思っております。

それから、訓練をすることによって、やはり一番高めたいのは住民の意識でございます。近年は、町長の答弁にもありましたとおり、身近な災害が発生をしているということに対する住民の意識が非常に高くなっております。したがって、町内の自治会でもそれぞれ、

もう毎年避難訓練を実施しているところもあれば、消防団、それからほかの機関と連携をした、総合ではないですけども、総合に近いような訓練を中尾郷あたりはなさっております。したがって、町が主体で総合的な防災訓練をするということにはなかなか難しいところもありますが、町といたしましては、やっぱりそういった身近なところから実施をされるものについてどんどん支援をしていく。そして住民の意識を高めてもらうということが非常に大事ではないかと思っておりますので、そういった部分については力を入れていきたいと、いかなければならないと、そういうふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

確かに県の防災訓練ですか、総合防災訓練、これはおっしゃるとおりかとは思いますが。それぞれの地域に応じた訓練が必要かと思っておりますが、やはりそれぞれ自治会なり少数の単位でされているところもあろうかと思っておりますけども、豪雨とか、それからがけ崩れというのは、それをまたいで発生しますので、その辺の総合的なやはり訓練と申しますか、そういったことは必要かと思っておりますので、この方向についても、毎年とは申しませんが、何らかの方法でやっていただければと思います。今、聞きました中では、東彼3町でまず提案してみられて、それぞれ3年に一遍の持ち回りとか、そういったことでもよろしいかと思っておりますが、まずは手を挙げてみられていかなものでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

先ほども申しましたとおり、できるか、できないか。まず3町で担当者レベルでちょっと話をしてみてどうなのか。もしやるとするならば、どの程度のことまでできるのか。そういったものを含めてちょっと協議をしてみたいと思います。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

いろいろ盛り上がってきているかと思っております。3町ともですね。そういったことで、ぜひ先鞭をつけていただければと、そのように思っております。

それから、災害時のペットの対応についてでございますけれども、災害時にペットを同行するか否か、これは飼い主やその家族にとってはペットも家族の一員として同行させて、ペットの面倒を見、そして、またペットからいやされたいと、そういった気持ちが多かろうか

と思います。一方、ペットに無関心だったり嫌いな人も当然おります。ペットの同行避難と単純に申しましても、そこには当然問題が発生します。ペットのスペース、におい、鳴きほえる声、食料、病気等々あります。そこでペット愛好家とそうでない人のいさかいが生じる、この可能性も十分あります。避難した場合は、それぞれが通常の状態ではありません。ちょっとしたことで意見が対立することも考えられます。

5月の連休のころ、NHKのラジオ第1放送で防災特集があつておまして、たまたまそれを聞いたんですけれども、その中で避難所の運営責任者、この方、熊本だつたと思ひますけれども、この方がインタビューで、避難所の運営は何でも大変だつたと。しかし、特にペットが大変だつたということをおかれておりましたが、この言葉が非常に印象に残つております。この時点では環境省のガイドラインはペットは同行ということでございました。しかし、同行ということで、今申しましたような問題や、ペットを連れに戻つて二次災害に遭つたと、そういったケースもあつているようでございますので、なかなか難しいことかと思ひますけれども。最近の新聞情報では、年内にもペットは別にとつたふうな方向で環境省はガイドラインを改定するという予定のようでございます。

先ほど申しましたとおり、波佐見地域防災計画の中にペットの取り扱いという項目を設定していただきまして、そして、また避難所の欄が、避難所のことも計画の中に入つております。どこが避難所としていけるかですね。この中にもペットを置けるかどうか、収容できるかどうかですね。こういったことも盛り込んでいただければと思つております。

これは環境省のリーフレットですけれども、「備えよう！ペットの災害対策」という、この1文の中に地域情報の収集と避難訓練という言葉がございます。ここに「お住まいの地域の防災計画の確認をしましょう」というふうな1項があつているわけですね。ペットを避難所に連れて行くことができますかと、地域の避難訓練に参加しましょうとか、こういったことですけれども、防災計画の確認をしましょうとありますので、波佐見では防災計画を確認してもペットのことは書いていないと、こういったことがないように、ぜひこちらのほうもお願いしたいと思います。これは先ほどの答弁では前向きにやつていただくということでございますので、そういうことでいきたいと思ひます。

それから万年橋、それから横枕橋の水位標の設置でございますけれども、川棚川には、先ほどおっしゃつた鹿山橋、それから私も山道橋も見ましたが、あそこには何か二つあるようですが、要配慮施設はもちろん、地域住民の避難の目安にもなります。下流では大した

雨ではなくても、上流で大雨が降ったり、そして、また堤とかダムの決壊等があつて水位が予想以上に増える、こういったケースも考えられるわけでございますので、安全対策上、ぜひ設置をお願いしたいと思います。

もう一回、済みません、答弁をお願いします。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

先ほど町長のほうからも答弁いたしましたように、万年橋への水位標の設置については既に県のほうにお願いをしております、県も前向きに設置については考えております、その後、横枕橋のところについても現地を確認したところ、橋脚がございませんので、その護岸への設置についてということでお願いをしたいということで伝えておまして、それについてもできるだけ早目に検討したいということで、現地も確認をしていただくようになっておりますので、すぐにということにはできないかもしれませんが、近いうちに、近い将来といたしますか、早く設置をしていただけるものじゃないかというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

はい、ありがとうございました。よろしく願いをいたします。

それから、4点目の備蓄関係でございますけれども、南地区の第4分団のところにあります水防倉庫をドア越しに垣間見ましたわけでございますけれども、全体的に見て、これで大丈夫かなというふうな印象を受けております。物も少ないようですし、それから品物も限られていると。先ほどおっしゃった土のうとか木ぐいはありましたけれども、まだ昔のかます等があるんですよ。恐らくあれは役立たんと思いますが、こういったのも入っておりますので、これは長崎県の資材備蓄基準、これに基づいて備蓄されていると思えますけれども、果たして質量ともに十分かというふうな雰囲気でございます。食料等についてはスーパーマーケットとか、それから自販機ですか、こういったものがあるかと思うんですけども、こういうふうな物資についても、量販店等との協定、こういったものはできませんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

水防の資機材の備蓄に関しては、数量は先ほど申し上げておりませんが、土のう袋は約3,900、鉄ぐいが100、ブルーシート56、ロープ、丸太、そういったものについても備え

はしております。ただ、この数量が本当に十分な数字かというのについては、基準がひよつとすればあるのかもしれませんが、その基準まで確認ができていない状態でありますので、その辺についてちょっと確認した上で、本当にその数量でいいのかどうかを確認してみたいと思います。

それから、いわゆるかます、わらでつくった土のう袋ですね。あれはもうかなり古いものでございまして、使っても余り効果はないかもしれません。そういったものについては、新しい土のう袋等がございまして、そういったものに代替をしていくということになるかと思っております。ただ、土のう袋については、袋は準備しておりますけれども、土はそのとき、必要なときに消防団等をお願いをいたしまして、土のうとして準備をしていただくということにしておりますので、備蓄は土のう袋のみとなっております。

それから、食料の備蓄関係でございまして、食料につきましては皆無と言っていいのが現状でございまして、昨年の避難勧告を発表したことを教訓にいたしまして、今年度の予算で備蓄をするように準備をいたしております。数量的にはまだまだ十分ではございませんけれども、これまでのその避難の状況等々を考慮いたしまして、年次計画的に準備しようかということで、今年度も食糧と、それから毛布合わせて予算額では90万程度を準備いたしておりますので、これから大雨が降る前に購入をするということで今準備を進めております。

それから、大量の食糧が必要になるような災害が発生して、避難が発生した場合については、現在はスーパーのエレナ、それからまつばや、それからもう1カ所、農協が、大日にありましたところに、農協といますか、ユートクがあったところにはユートクとも協定を結んでおりましたけれども、現在は効力がありますのは、まつばやとエレナと、食料に関する供給の協定は締結をいたしておりますので、その可能な範囲ではありますけれども、大量な部分についてはそういったところで対応できるような形をとっております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

防災用具についての、例えばブルーシートとか、さっき、一応準備はしてありますけれども、どうしてもという場合ですね。こういったことについて、量販店と申しますか、ナフコとか何とかありますよね。ああいったところとの協定とか、もう一歩進めて、そこはいかがなものですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

そういった資機材に関するものについては、まだナフコとは協定を結んでおりません。先般もそういったところは必要ではないかということで内々話はいたしておりましたが、今後はそういった部分も発生するかと思いますので、近々、ナフコさんともちょっと話に乗っていただくように手続を進めたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

資材についてですけれども、私も一時期、ちょっと、防災ではないんですが、堤防の真ん中が破裂しまして、そして、それが朝早くやったんですよ。ブルーシートを慌てて集めて、近くで工事があっていましたので、そこから二十数枚もらって、それでなおかつそこで足りんで、慌てて買い集めて、それでその道路に敷いてというふうな、そういった経験があるわけですね。だから、50枚ぐらいはもうあつという間に足りなくなるというふうなことも考えられます。ぜひこちらの資材のほうもそういった提携ですね。そういったこともお願いして、万全を期していただければと思っております。

最後にでございますけれども、自然災害というのは日本全国で毎年発生し、多くの生命が失われ、また財産の損失も多大なものかと思っております。幸い本町におきましては最近では大きな災害はあっておりませんが、過去において死者18名、傷者9名という土石流による災害、そして集中豪雨による被害総額56億3,000万円にも上る災害が発生しております。

冒頭に述べましたとおり、災害はいついかなるところで発生するかわかりません。私自身、本町においては地震は全く大丈夫と思っておりましたが、熊本地震以後は震源地次第では大きな影響を受ける可能性が高いというふうに思うようになりました。まずは大丈夫と思っても、備えをしておくことに無駄はありません。また、災害訓練の無駄は逆にあってしかるべきだと思っております。備蓄に関してもそうかと思います。こういった無駄はよい無駄だと思うわけでございます。

今後大きな災害が起こることがないように念じますとともに、いざ災害が発生しましたら、自助、共助、公助、こういったことが重要であると言われております。そのとおりと思えます。町民、地域、公的機関、こういったものが連携を持ちまして、総力を挙げて防災、減災に取り組むということを確認いたしましてこの質問を終わります。ありがとうございました。

それから、最後になりますけれども、公共施設の総合管理計画でございます。公共施設やイ

ンフラの補修・修繕工事に要する予算要求が各施設のほうからあろうかと思いますが、この予算要求額と、それから予算措置額、これは当初予算においておおむね率にしてどのくらいでしょうか。

また、公共施設について言いますと、予算編成時においてどのような方針で修繕費用をつけられているのか、その辺についてお尋ねをいたします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

予算編成におきまして、各所管からそれぞれの施設にかかわる維持管理費については当然相当額が上がってきておりまして、その分についての措置というのはある程度のものは見ておりますが、改修に伴う要望等がかなりこの分は上がってまいります。特に教育委員会部署につきましては施設も古うございますのでいろいろ上がってまいります。要求に対する査定額と、率であらわせと、今、非常に厳しいものがございますので、それぞれの要求部署によってどの程度までが妥当なのかというものがございますので、希望すれば希望するだけ出してくるという場所もございますので、査定におきましては必要最低限の中でその施設の維持管理を図ることと、それから、安心安全、生命、そういった危険に及ぶようなものについては優先的に予算措置をしているという状況でございます。

なお、どうしても予算編成におきましては全体の予算枠が財源を見込んだ場合に足りない場合がございますので、今度の決算時におきます剰余あたりを見越して、どうしても緊急にといいますか、待てるものについては、補正あたりで対応しながら対処していくという流れでございます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

金額的には、いろいろ改修があったり、大規模改修があったりと、なかなかどこまで見られるかというのは難しい、予算のこともありますので難しいことかと思っておりますけども、私は身近な修繕につきましてちょっとお願いと申しますか、質問も含めてでございますけども、特に雨漏りですね。きのう、旧公民館のことが出されておりましたけども、雨漏り、これが放っておきますと、雨漏り箇所が拡大しまして、そして、その下にある根太とかの天井材とか、それから部屋の床、壁、そして備品、こういったものに相当二次被害と申しますか、影響が、ちょっとした雨漏りから物すごく大きな雨漏りになって、結局その建物がだんだん使

いづらくなると、そういったことも考えられるわけですね。ですから、これについては、こういったことについては早急な修繕が必要かと思えますし、先ほどおっしゃった危険箇所とか、それから水回り、壁の崩落、こういったものにつきましても早目の予算措置が必要かというふうに思っております。

先ほど町長がおっしゃった、その検査をするため、箇所ですね。見るための予算措置が必要なこととか、そういったものは相当大きな予算が必要かとなりますので、それは別としまして、もう簡単な10万、20万程度、こういったことで修繕が可能なような維持補修に要する予算、こういった経費を今後、率なり金額なりを上げられる予定、この辺はいかがですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

本町が有しております施設、特に建物系の公共施設につきましては、全体で、床面積が6.5万平米ということで、そのうちの45%が学校教育施設ということでかなりの部分を占めております。そのほかに公営住宅が1.8万平米ということで27%程度ございます。こういったものにつきましては、年間の営繕費といえますか、そういった修繕費としての予算措置をとっていききたいと。その中で柔軟に、緊急的にしなくてはいけないものには、その予算の範囲内で対応すると。それから、数年前に、大分前になりますが、一部、壁の、外壁の崩落という事態が発生しました。こういったものについては、特に危険性が、生徒、学生、子供たちの安全、あるいはお越しになる住民の皆様に対する非常に危険なものでございますから、こういったものは予算の流用を行いながら早急に対応してきたという経緯もございます。そういった緊急度、重要度、安全性を考慮しながらの執行をしていききたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

せっかく、今後、方針を変えて、そして、長寿命化の方向に持っていくというふうな方向転換でございますので、ぜひそういったことで、小さなことについても修繕等を小まめにやっていただきまして、公共施設が長持ちするような方向で維持管理をしていただければと思います。

以上をもちまして私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（今井泰照君）

以上で、5番 脇坂正孝議員の質問を終わります。

以上で、通告がありました一般質問は全部終了しました。これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後4時40分 散会